

○茨城県立医療大学附属病院感染対策委員会要綱

(平成10年7月6日第8回病院幹部会)

改正 平成15年5月27日 平成19年4月9日

平成20年2月12日 平成20年5月20日

平成29年3月27日 第17回病院幹部会

平成29年5月29日 第4回病院幹部会

(目的)

第1条 この要綱は茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院感染対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長
- (3) 看護部長
- (4) 薬剤科長及び臨床検査科長
- (5) 診療部医師
- (6) 看護部師長1名
- (7) リハビリテーション部員1名
- (8) 病院管理課長
- (9) 病院長が指名する教員

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 附属病院の院内感染の予防に関する事項
 - (2) その他院内感染対策に必要な事項
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、院長をもってこれに充てる。

2 委員会には副委員長を置き、副院長をもってこれに充て、副委員長が議長を務めるものとする。

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集する。

2 委員会は原則として毎月1回開催する。ただし委員長が必要と認めたときには臨時に委員会を開催することができる。

(会議の成立)

第6条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員が委員会に出席不可能な場合には、当該部門より代理者を出席させることができるものとする。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長は必要と認めるときは委員以外の職員を委員会へ出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

2 委員長が必要があると認めるときは、オブザーバーとして業務委託事業者の出席を求めることができるものとする。

(議事録)

第8条 議事録は事務局が作成し、議長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録一部を病院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(周知)

第9条 委員会での審議結果については各部署への周知徹底をはかる。ただし、審議内容によってはこの限りではない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、臨床検査科担当者及び病院管理課担当で処理する。

(レポートの作成)

第11条 検査部門の責任者は毎週1回、院内感染情報レポートを作成し、委員会において報告する。

(感染対策チーム)

第12条 感染対策の徹底を図るために付置会議として、感染対策チーム(ICT)を設置する。

2 感染対策チーム(ICT)のリーダーは、副委員長をもって充て、構成員は委員及び第10条の担当者の中から委員長が指名するものとする。

3 感染対策チーム(ICT)は、病棟ラウンドを実施することし、感染対策の立案、実行、評価等を行い委員会に報告するものとする。

付 則

1 この要綱は、平成9年3月3日から施行する。

2 初期委員の任期は、特例として平成10年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成9年10月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年5月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。